

社会保障審議会福祉部会議事録

1 日時：平成18年9月20日（水）10：00～11：58

2 場所：東海大学校友会館「阿蘇の間」

3 出席委員：

岩田部会長、石原委員、石橋委員、江草委員、小島委員（代理：飯倉氏）
京極委員、鴻江委員、木間委員、駒村委員、白澤委員、高岡委員、鶴委員
中島委員、福田委員（代理：須藤氏）、堀田委員、村尾委員、森委員

欠席委員：

井部委員

4 議事

(1) 介護福祉士のあり方について

(2) 社会福祉士のあり方について

5 報告事項

(1) 平成19年度概算要求の概要について

(2) 生活保護制度について

(3) ホームレスの実態に関する全国調査検討会について

(4) 生協制度見直し検討会について

(5) 社会福祉法人経営研究会報告書（「社会福祉法人経営の現状と課題—新たな時代における福祉経営の確立に向けての基礎作業—」）について

6 閉会

7 審議内容

(矢崎総務課長)

駒村先生、若干おくれるので、始めておいてくださいというご連絡受けておりますので、これより始めさせていただきます。

今回、福祉人材のあり方を中心に幅広くご審議をいただくため、社会保障審議会福祉部会を開催することといたしたところでございます。つきましては新たに委員をお願いいたしておりますので、まず委員の皆様のご紹介をさせていただきたいと思っております。お手元に名簿をお配りしておと思いますが、この名簿あいうえお順でございますが、それに沿ってご紹介させていただきたいと思っております。

(委員及び事務局紹介略)

(矢崎総務課長)

ここで、今回の審議会をお願いしました趣旨も含めまして、社会・援護局長の中村から一言ご挨拶を申し上げます。

(中村社会・援護局長)

改めましておはようございます。社会・援護局長の中村でございます。社会保障審議会福祉部会を開催するに当たりまして一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

まず、委員の皆様には、お忙しい中、委員にご就任いただき、また、本日もご出席いただきまして大変ありがとうございます。

先ほど総務課長の矢崎から冒頭申し上げましたように、今回は福祉部会におきまして、福祉人材のあり方などを中心にご審議いただきたい、こう思いましてこのたび福祉部会を開催させていただきました。ご審議いただきたいこと当面は大きく3つ考えてございます。

1つは、介護の現場の中核を担います「介護福祉士のあり方について」でございます。昨年、介護保険法の一部改正法案を厚生労働省は国会に提出させていただきましたが、介護保険はご案内のとおり、施行後5年の見直しの法案であったわけですが、その際、国会でご審議いただきました中でも介護に従事する方の労働条件や雇用管理の問題、介護の質の向上、これを担うのは人間の人材の問題だということで、この辺が制度論とは別に大変論議になりまして、その際、資格制度のあり方も含めその見直しを行うべきであるということで、これは後ほどご説明いたしますが、国会での附帯決議でもこういったことが求められております。

このような中で、私どもとしては、ことしの1月から検討会「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会報告書」も配布させていただいておりますが、後ほどご説明をさせていただきますが、その検討会をもちまして、これからの介護を支える人材養成のあり方について報告書もまとめていただいたところでございます。

私どもといたしましては、こういった検討も踏まえまして、介護福祉士の養成プロセスの見直しや教育内容の見直しを行ってまいりたいと考えておりますので、当部会におきまして、まずこの点についてご審議を願いたいと思います。

なお、介護福祉士の養成制度の見直しについては、法律改正も必要と考えております。次期通常国会に改正法案を提出したいと考えておりますので、部会でのご審議もその辺もにらみながらご検討をお願いしたいと思います。

第2点目は、「社会福祉士のあり方について」でございます。社会福祉士の状況につきましても、後ほど現状をご説明させていただきますけれども、介護保険制度、これは措置から契約へと移った介護保険制度はもとより、実は昨年障害者自立支援法が制定されまして、ことしの4月から実施に移されておりますが、この制度の中でも、相談支援事業という制度が法制化されるということで相談支援のニーズが高まっております。また、生活保護制度の中でも、昨年度から自立支援プログラムということで被保護者の方の自立支援を

さらに促進していこうと、こういう取り組みを行っております。一言で言えば、高齢者、障害者、生活保護の被保護者、ホームレスの方々など社会生活上の問題を抱えた皆様の自立支援を進めることが大きな課題になっております。こういった中で社会福祉士に期待されることは非常に大きいわけですが、現状ではどうも活動の場が少ないとか、実践能力が不十分であるとか様々な課題が指摘されております。こういった中で今後の社会福祉士のあり方について幅広くご議論いただいて、必要な見直しについてご意見を賜りたいと考えております。

3点目は、前の2つと関連いたしますが、「福祉人材の確保について」でございます。90年代初頭バブル経済が崩壊して長期的な経済低迷が続いておりまして、そういった中で福祉の人材については割合確保がたやすい状況が続いてまいりましたけれども、昨今の経済情勢の回復の中で、むしろ福祉人材の需給状況がタイトになるという現状がございます。私どもも1993年（平成5年）に人材確保指針を定めたところですが、しばらくこの見直しもしておりませんので、この人材確保指針の見直しをはじめ人材確保対策についても取り組んでまいりたいと思います。こういった点につきましてもご議論を賜りたいと考えております。

以上、人材関係の3点を申し上げましたけれども、このほか社会福祉行政全体の動向につきましても、節目節目で委員の皆様にご報告申し上げたいと考えておりますのでご意見を賜りたいと思います。当面、年内は介護福祉士と社会福祉士について重点的にご審議をいただき、その後、年明けから人材確保指針の見直しについてご審議を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

（矢崎総務課長）

次に、部会長及び部会長代理の選任でございます。社会保障審議会令には、「部会長は当該部会に属する委員の互選により選任し、部会長代理は部会長が指名する」とされてございますが、あらかじめ親審議会である社会保障審議会の委員をしていただいております岩田先生、京極先生にご相談申し上げまして、その結果、部会長は岩田委員、部会長代理は京極委員をお願いすることにいたしておりますので、ご報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

なお、本部会の公開については、あらかじめお手元に配布させていただいております。こういったことで運営を取り仕切ろうということですので、よろしくご了知のほどお願いいたします。

それでは、以後の議事運営につきましても、部会長にお願い申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

（岩田部会長）

部会長の岩田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今、局長からご説明いただきましたように、当面介護福祉士と社会福祉士の人材養成についての議論がこの福祉部会の課題になります。本日は第1回目の部会でございますので、

まず共通認識をしっかりとって、その後の十分な議論の基礎にしたいと考えております。

それでは、時間も限られておりますので、早速議題に入りたいと思います。初めに、介護福祉士のあり方についての議論を行いたいと思います。

まず、事務局からご説明をいただき、その後、江草委員から、これに関しての資料が提出されておりますので、そのご説明をいただきまして、その後、皆様のご議論をいただきたいと思っております。

それでは、事務局、どうぞよろしくお願いいたします。

(成田福祉人材確保対策室長)

それでは、介護福祉士制度の見直しについて、資料1に沿いましてご説明をさせていただきます。

資料の構成ですが、「介護福祉士を取り巻く状況」、「介護ニーズの変化」、「介護福祉士制度の見直しの方向」、「生涯を通じた能力開発と魅力ある職場づくり」となっております。

おめくりいただきまして、1ページから介護福祉士を取り巻く状況でございます。2ページにまいりまして、介護福祉士制度は、1987年5月に成立し、翌88年4月から施行された社会福祉士及び介護福祉士法に基づく名称独占の国家資格でございます。「専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者」と定義をされております。

3ページにまいりまして、介護福祉士の登録者数等の状況でございます。一番下の行をご覧いただければと思いますが、今年の5月末現在で登録者の方が約54万5,000人いらっしゃいます。内訳は、養成施設の卒業生の方が4割弱の約20万人、国家試験の合格者の方が6割強の約34万人いらっしゃるということです。

4ページにまいりまして、介護職員に占める介護福祉士の割合でございます。上の方の介護保険事業関係をご覧いただきますと、施設サービスでは、介護職員に占める介護福祉士の割合が約4割となっております。在宅サービス関係は、約18%が介護福祉士の方になっているという状況でございます。

5ページにまいりまして、平成17年6月の介護保険法の改正の際の参議院厚生労働委員会の附帯決議でございます。冒頭、局長からもご紹介させていただきましたけれども、「介護需要が増大する中で、介護労働の魅力を高め、優秀な人材を介護の職場に確保していくため」いくつかのことが書いてございますが、その中に「資格制度のあり方の見直しに取り組むこと」ということも含まれているところです。

6ページですが、平成16年7月の社会保障審議会介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」です。介護福祉士について、「介護職員については」、「将来的には、任用資格は『介護福祉士』を基本とすべき」とされております。

7ページからですが、介護職員数の将来推計でございます。

7 ページの上の表は、要介護認定者等数、介護保険利用者数、後期高齢者数の将来の推計がございませう。この推計の伸び率を使い、介護職員の数の将来推計を行っております。

8 ページの表をご覧いただければと思ひますが、平成 16 年（2004 年）の介護職員が約 100 万人いらっしゃいます。この 100 万人という数字を前のページの伸び率で推計しますと、10 年後の平成 26 年（2014 年）には介護職員の数が約 138 万人から 156 万人になると推計される所です。したがって、今後 10 年間で年間平均約 4 万人から 5.5 万人の介護職員の増加が必要であると見込まれてるところです。

9 ページからが介護ニーズの変化でございませう。

10 ページの図ですが、社会福祉制度の潮流ということで、中央にあるように、少子高齢化者の急速な進展、高齢・単身世帯の増加といったようなことを踏まえ、福祉・介護の分野では様々な変化が起きておりまして、その結果、高齢者介護・障害者福祉分野のパラダイムの転換といったような状況になっております。具体的には、措置から契約へといったような流れ、「地域で普通の暮らし」ができるようにする、市町村中心といったこと、新しいサービスの進展、といったようなことが起きてるところです。

11 ページにまいりまして、社会福祉の動向ということで、主な制度改正をご紹介しております。中ほどに 1988 年の社会福祉士及び介護福祉士法の施行がございませうが、これ以降も 90 年の福祉 8 法の改正、ゴールドプランの策定、2000 年の介護保険法の施行、2003 年の支援費制度の施行、昨年の介護保険法の見直し、障害者自立支援法の制定などがあつた所です。こういったことに伴い、介護の分野では、介護システムの変革、サービス形態や求められる介護サービスの変化といったような介護ニーズの変化があつたと考えられる所でございます。

12 ページは、こういった介護福祉士を取り巻く状況の変化に対応して、求められる介護福祉士像を整理したものです。これからの介護福祉士の人材養成における目標として 12 項目を挙げております。この 12 項目ですが、「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会」という検討会の報告書から引用したものでございませう。この検討会は、今年の 1 月に設置されまして、8 回にわたる会合を行い、7 月 5 日に報告書が取りまとめられた所です。

13 ページから、介護福祉士制度の見直しの方向がございませうが、この方向は基本的にこの検討会の報告書の考え方を踏まえたものになっております。

14 ページからが、介護福祉士資格取得方法の改正の方向でございませう。15 ページの図をご覧いただきますと、上の部分が現在の介護福祉士の資格の取得方法です。左上が現在養成施設で 2 年以上 1,650 時間以上勉強していただいて、卒業後に資格を取得していただく方法です。右上が現在実務経験 3 年で国家試験を受けていただく方法、右から 2 つ目が福祉系高校で専門教科を 1,190 時間勉強し、卒業していただいた上で国家試験を受けていただく方法です。

14 ページに見直しの方向が書いてございませうが、「今後の資格取得方法については、

多様な人材を確保する観点から、養成施設ルート、実務経験ルート、福祉系高校ルートの3つのルートを残しつつも、各ルートを通じ質の全般的向上を図るため、教育内容の充実を行うとともに、すべての者について一定の教育プロセスを経たのちに国家試験を受験するという方向で、一元化を図る。」とされております。

15 ページ、図の下の部分をご覧くださいと、見直し後のイメージが書いてございます。左下の養成施設ルートについては、教育時間を1,800時間程度まで充実し、卒業後に国家試験を受けていただくこととされており、その右隣の福祉系高校ルートについては、養成施設と同等の1,800時間の教育を行う場合には、卒業後に国家試験受験資格を付与し右側の実務経験ルートについては、実務経験に加え一定の養成課程、例えば6カ月以上の養成課程又は1年以上の通信課程を課すこととされており、また右から2番目ですが、今年度から導入される介護職員基礎研修を修了された方については修了後実務経験2年で受験資格を付与することとされております。

16 ページは、見直しのイメージ図でございます。各ルートの下の白い部分が現行で、上のグレーの部分が追加部分です。いずれのルートにつきましても、養成課程の増加などの充実を図ることによって全体的な介護福祉士の質の向上を図ることとされております。

17 ページでございますが、教育内容、カリキュラム・シラバスの見直しのイメージを図にしたものです。中央の長方形の部分が教育内容ですが、国家資格としての介護福祉士については、基礎的な能力の付与を目指し、教育時間を1,650時間から1,800時間程度まで充実し、内容の抜本的な見直しを行うこととされております。

また、教育内容については、白のマルで示されておりますけれども、「人間と社会」、「こころとからだのしくみ」、「介護」の3つの領域による構成とすることとされております。長方形の下の方では、介護の現場を踏まえた実践的な教育を行うといったこと、上の方には「尊厳を支えるケア」の実現を目標に挙げるなどとなっております。また、長方形の右下では、介護福祉士の養成において重要な介護実習について、そのあり方を見直すこととされております。左下の長方形では、介護福祉士の養成を行う養成施設の基準や教員資格の見直しも行うといったことも盛り込まれております。

18 ページは、カリキュラムの見直しのイメージをお示ししたもので、左側が現行の2年制の1,650時間以上のカリキュラム、右側が見直し後の1,800時間程度のカリキュラムのイメージとなっております。

19 ページでは、参考としてつけておりますが、カリキュラム・シラバスの見直しについては、検討会の報告も踏まえまして、各分野の専門有識者及び実践者からなる作業チームを設置して、カリキュラム・シラバス、教員要件、養成施設の基準等をご検討いただきたいと思いますと考えております。

20 ページですが、作業チームの構成として、「人間と社会」、「こころとからだのしくみ」、「介護」の3班を設置して、各班の幹事の方々として、資料にございます6名の方をお願いをしているところです。スケジュールについては、9月以降、各班ごとに随時

検討をし、年内をめどに一定の取りまとめを行った上で福祉部会にもご報告したいと考えております。

21 ページからですが、介護福祉士の資格取得後の、生涯を通じた能力開発と魅力ある職場づくりについてでございます。

22 ページが資格取得後の生涯を通じた能力開発とキャリアアップでございます。

介護福祉士は基礎的な能力を有する資格ですので、資格取得後も生涯にわたって能力の向上に努めていただく必要がございます。また、介護福祉士の資格取得後の専門的な資格の導入が必要であると考えられるところです。また、介護福祉士を雇用する事業者においても、介護福祉士への支援を行うことが求められるところです。こういった中で、体系的な研修制度の構築、キャリア開発支援の仕組みづくり等が重要であると考えられるところでございます。また、施設長、生活指導員等の任用要件の見直しにつきましても、介護職員のキャリアパスの形成上有意義であると考えられるところでございます。

23 ページにまいりまして、魅力と働きがいのある職場づくりですが、介護福祉士の能力向上とキャリアアップのためには、介護職員が働く職場が魅力と働きがいのある職場となり介護の仕事が続けていくことができるものであることが重要でございます。このためには、雇用管理や労働条件の改善が必要ですし、また社会福祉法の規定に基づく人材確保指針の見直しも必要であると考えられます。また、福祉の経営としても優れた人材の確保は重要であると考えられますし、介護報酬等での介護福祉士の評価も重要であると考えられます。

24 ページの図が今ご説明した内容を1枚にまとめたものです。いろいろな対策を講ずることによって、質の高い人材の確保、介護職員の確保・定着促進を図っていくこととされております。

資料の説明は以上でございます。ありがとうございました。

(岩田部会長)

ありがとうございました。ご質問があるかと思いますが、引き続き江草委員からご説明いただきたいと思います。養成施設協会の会長でいらっしゃいます。どうぞ。

(江草委員)

江草でございますが、ご説明をさせていただきたいと思います。

実は、私ども介護福祉士養成施設協会は、約400校余の学校の団体でございます。すべての学校が参加しております。したがって、養成施設の代表である私としましては、様々な考え方があることは承知しておりますけれども、これを各ブロックの代表者が集まりまして、それぞれの意見を漏れなく聞かせていただいて、それを取りまとめおるということでございますので、そういう形でご報告申し上げたいと思っております。

今、介護福祉士制度がいつできたのか、どのような形で発展してきたかというお話がございました。過去の介護福祉士の約40%が養成校の卒業生であることをまず強調しておきたいと思います。そして、それは量的な確保ということ、介護力の量的な確保だけでは

なくて、質的水準を維持することにおいても心配りを十分してきたつもりです。したがって、介護福祉士の養成については責任を痛感し、かつ、また誇りを持ってやってきております。そのために400の学校の間には学校間格差があってはいけない。卒業生のレベルが一定のレベル以上でなければいけないということから、国家試験の受験はいたしません。それに準じた共通試験を設けて、もう10年以上前からそれを推進しているところです。

一方、私どもとしては、我が国の介護水準のレベルを維持するために協力すべきであるという考え方から、先ほど来、ご説明ありました実務コースがあります。3年以上の実務経験を持った方が国家試験をお受けになるということですが、この方々の介護技術の研修をかなりの犠牲を払いながら協力いたしまして、30時間程度の講習をやらせていただいております。

このような形の中でやってきておるわけですが、大きな悩みがいくつかございます。その1つは、私たちは誇りを持って、先ほど強調いたしました。この誇りというのは、保健福祉専門職というのはたくさんあります。医師、看護師から始まりまして、保健の関係のそれがあります。そして、また保育士、社会福祉士等々の福祉関係の専門職がございますが、その専門職の養成はすべて高等学校教育を修了した後に、2年ないし3年以上の年限の養成施設をまず卒業しなければいけない。そして卒業した者のみが国家試験の受験資格がある。こういう形で行われておるわけですが、介護福祉士のみはこのような範疇から外れておるわけでありまして、これは保健専門職が一体となって我が国の保健福祉事業の水準を確保したい、こういうふうに願っておる今日ですので、そういう意味では極めて不適切ではないかということをお声を大きくして言い続けてまいったところでございます。しかしながら、介護福祉士の制度が誕生したときの諸般のいきさつから、実務経験者のルートは無視できないといった形から、私たちは遠からず一定の移行期間の後には、この問題も解消されるものと考えて、先ほど申しましたような、介護技術の修得についても協力を申し上げてきたところでございます。

ご承知のように、平成16年6月、まだ2年余りしかたっていないわけですが、そのときに、「介護福祉士試験の在り方等介護福祉士の資質の向上に関する検討会」が行われております。実はかく申しておりますが、私はその座長を務めております。その報告書を提出してありますが、その報告書には、介護福祉士の資格取得に関しては、環境整備の状況を踏まえて、指定養成施設の卒業生が受験資格を取得する方法ということで統一しようということをお報告書の中に載せておるところでございます。したがって、養成施設の協会としては、当然のことながら、一日も早く環境整備が行われることを念願し、期待しながら今日まで時間を過ごしてきておるところでございます。

こういう中で、ご承知のように、高齢者の高齢者福祉保健の介護福祉士に対する要望は次第に複雑かつ多様なものを求めるようになっております。例えば終末期の介護の問題、認知症の問題、あるいは在宅介護の問題、こうしたことを考えますと、質の非常に高いも

のを要求するということですので、これに対して「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会」の報告書、先ほど成田室長からお話がありましたそれによりまして、カリキュラムを1,650時間から1,800時間。また、その内容もただいま作業チームが編成されておるところですが、できるだけ早く適切なものをつくろうということまで来ておるところです。

そういったしますと、実際2年間の教育で十分なのかということが大きな問題になりました。私どもとしましては、なるべく3年以上を希望しておるということも今まで各方面で発言させていただきました。先ほど申し上げました養成プロセスの見直し等に関する検討会においても、私はその委員を務めておりましたが、介護福祉士養成施設としては3年以上ということ強く要望したい。しかし、これは状況がそれほど簡単ではございません。400の学校がすべて一度期に3年になるわけにはいきませんし、教員の充実の問題もある。

また学生の確保の問題もある。さらに言うなれば、より高いものを求めることは結構だけれども、より高いものばかりになったら介護保険の支払いができるのかというような発言も当時あったように記憶しております。そういうことから、当面2年でやむを得ないが、内容を充実するために1,800時間程度にまず持っていこうではないか。それから、同じ1,800時間でも教え方を考えようではないか等々の話も出ておるところです。

なお、また、これでは不十分であるということから専門介護福祉士ということも考えなければいけない。これはどういうことかと申しますと、看護師の場合、いくつかの専門看護師の認定を団体認定なさっておられるようですが、それに似たようなものも考えていいのではないかと。我々も相当真剣にこの数年間検討を続けておるところです。

こういう中で、実は先ほどのご説明のように、指定養成施設のコース、実務者のコース、もう一つは高校のコース、こういう3コースを、ご説明ございましたが、最後のコースについて、私どもとしましてはいくつかの意見を持っています。細かいことはまた改めて議論がございますので、そのときに申し上げますが、一体高齢者あるいは障害者の方に接する場合の人間的なといましようか、人格的なと申しましようか、あるいは社会生活を送った経験と申しましようか、こういう中で、普通高等学校教育を終わることは最低であって、その後、専門教育を受けることが、他のすべての保健福祉医療の専門職の養成で行われておるのと同様の養成すべきではないか。そのために知的レベルにおいて、ある試験問題に合格したならば、何歳でもいいということになりますと、極端に言いますと、中学校卒業しただけでも構わないのか、経験はなくてもいいのか、こういう議論もないわけではないと私は思います。

そこで私どもとしましては、ちょうど保育士の国家試験を受けられるときに、高等学校卒業後、2年間の専攻科的なものを終えた後に受けるのが最低の資格になっておると仄聞いたしております。もしそうであるならば、当然幼いお子さんをお世話する人とともに、高齢者をお世話する方も同じようなことであってしかるべきではないかと思っております。

こうしたことから、介護福祉士の養成については、確かに先ほどのお話がありましたような魅力ある職場づくり、大事でございます。そしてまた生涯を通じた能力開発、これも非常に大事なことです。それと同時に素材としての介護福祉士というものの基本的な能力、基本的な資格、これについて慎重な検討が行われるべきではないか、こういうふうに考えているところでございます。

こういう考え方を取りまとめまして、9月12日付で、私どもの団体から社会・援護局長にあてて意見要望書という形で意見を申し上げたところでございます。

以上です。

(岩田部会長)

ありがとうございました。それでは、先ほどの事務局のご説明、今の江草委員からのご説明の2つについて、皆様からご質問、ご意見を伺いたいと思います。どうぞ、どの点からでも結構です。

(森委員)

実は、全国の自治体の中でも、私どもは恐らく珍しいと思いますけれども、今、おっしゃった高等学校に福祉科のコースを持ち、あわせて養成施設、いわゆる介護福祉士の専門校、これを持っている自治体なのですけれども、そういう中でいろいろな国の制度の中で、今、例えば日本の社会福祉の問題もそうなんですけれども、介護福祉士のあり方、その資質がどのように求められているか、これは実は私ども自治体は、ご案内のように、介護保険の保険者であると同時に、いわゆる基礎的な自治体として住民の福祉という、そういう観点からも取り組まなければいけない。そこには、今、国の方でお考え方になっていらっしゃるように、例えば自立の支援も人間の尊厳も私どもはこのような仕組みをつくっていかなければいけない。そうすると福祉の人材は私は多様であっていいと思います。

そういう中で、どれだけ、今、江草先生おっしゃいますように、どれだけ資格としての、俗に言いますと、認知されるかどうか。この資格が有意なものであるかどうかということが社会通念上皆様方から認識されることの方が大事で、そのためにどういう手だてを講じていくか。例えば介護保険も障害者の自立支援もそうですけれども、利用者の立場、そういう視点が一番求められるのではないのでしょうか。

こういう中で、どういうサービスをされる方が求められておるのか、それが私はこれからの福祉の人材の姿ではないかと思えます。例えば福祉系の高等学校で、江草先生がおっしゃいました。知的レベルの問題、いろんな意味のレベルがあるかもしれません。例えば、ボランティアとして福祉に対して、小さいときから、それに対して素養を持って育ててきた。そういう方が高等学校で福祉の道をとれば、より高度な資格を取るために努力をしていく。そのキャリアパス、そういう手だてを講じることの方が大事であって、いわゆる多様性を排除することのないように、ぜひいろんなコースがあって、その中で切磋琢磨していく、そういう道筋をぜひこの人材というのはあってほしいと。それが私どもお預かりする基礎自治体にとっては、そういう有意な人材がたくさん地域にあってくること

が地域住民にとって、あるいはサービスの利用者にとって望ましいのではないかと、こんなふうに思いましたので、ぜひ、そういう議論を、私もきょう初めて出てまいりましたけれども、議論していただければと思います。

(岩田部会長)

ありがとうございました。そのほか、いかがでしょうか。

(江草委員)

森市長さん、私はほかの審議会でも何回かご一緒しておりますので、顔なじみなのであるのですが、おっしゃるとおりであります。問題は多様なということと、介護福祉士というものが多様であっていいのかということとは別だと思っんですね。例えば医師のことを、私が医者ですから、挙げて申し上げますが、多様な医者がおっついていいと、これはそのとおりなんです。しかし多様なというのは一定水準以上で多様でなければいけないので、一定水準を担保するために医科大学の卒業生のみが医師国家試験を受けて、それに合格したものであると。しかもそれでは十分でないから、今は2年間は研修医の制度をとると、こういうことになっているのも、一定水準を卒業だけではだめだということで2年を上に乗せたわけですね。

同じような意味で、私どもは議論しておるわけです。ですから高等学校出て、やさしい気持ち持っておるのがだめなのか、そんなことを言っておるのではないですね。それはまた違った制度、違った形でおやりになっていいのではないのでしょうか。例えば保育士の場合も保育の高等学校もあるのですね。しかし、それではだめで今度は専攻科になったのです。准看さんもそうですね。准看がいいか悪いかというのはいろんな議論があるのだけれども、准看さんというものについて否定しておるわけではないが、准看さんで看護師さんと同じ業務内容を展開すると問題があるのではないかと。そこで准看の養成している高等学校の看護科が、少なくとも私の承知しているところでは、ごく一部を除いてほとんどが専攻科を設けて、3+2という課程をとっているんです。それがまだできないところの場合には、3+2を、自分の学校でなくて、他のそのようなことを受け皿としておる学校に行くわけですね。第2看護科なんて言っているのは大体それでございます。

そういうこともあわせて考えないと、やさしいから、試験に通ったから、合格率がいいからということがオーケイという条件にはならないのではないかと。その議論をしておかないと情緒的議論に終わってしまうのではないかと。あるいは全く実務的議論に終わってしまうのであって、体系・システムを考える議論にはならない、私はそういうふうに、森市長さん考えております。

(岩田部会長)

介護福祉士会の会長さんでいらっしゃる、石橋委員いかがでしょうか。

(石橋委員)

2通りの考え方があるわけですがけれども、1つには、江草委員の方からおっしゃられたように、対人援助の専門職としては当然ながら知識、技術も必要ですが、倫理性とか

人間性も非常に大きく作用してくると思います。そのときの18で仕事をするのと20歳で卒業するという人生経験の1年、2年は非常に大きいのではないかと考えております。したがって、少しでもより人生経験を積んでいただいてから介護の現場に出ていただくというのはより望ましい形ではないかということも思いますし、それからもう一つ、介護福祉士教育というのは資格を取るまでだけではなくて、その資格を取ってから非常に重要なことでありトータルに捉える必要があります。それとキャリアパスの仕組みも導入しながら、足りないところがあれば、資格を取ってから教育する方法もありますので、その辺のバランスをいかにとっていくかということが非常に大切かとは思っております。

いずれにしても、これから多様なニーズに対応していくためには、より専門的な知識とか技術、人間性・倫理性がこれからますます必要になってくると思いますので、できるだけこの改正の方向性を早く取りまとめていただいて、より質の高い介護士の養成ができるようになっていただきたいということは思っております。

(岩田部会長)

そのほか、いかがでしょうか。どうぞ、中島委員。

(中島委員)

江草先生でもいいのですが、ちょっとわからないので教えていただきたいのですが、現行の制度では介護福祉士の質が担保されないということは、実際に現場でどういう問題が、つまり質の低さゆえに、どんなサービスが行われていて、この大変の問題を来しているとお考えなのか、具体的な例を教えていただきたいと思います。

(江草委員)

今、中島委員のお話の中身が、私はちょっと理解しにくいのですが、介護のサービスの満足が担保されていないということは私は考えておりません。それ相当の満足はしていただいております。それを求めて教育をやっているわけですから、しかしより高いものを求めるということは、それとは別の次元の話ですね。例えば、今から18年前にこの制度ができたときには、認知症はないことはなかったのですが、今ほど重要なテーマではなかったわけですね。それが最近急増しておると。これに対応するためには、今までのカリキュラムでは不十分であると、そういう意味でございます。

(中島委員)

そうすると国家試験の内容をそういう新しく追加された様々な症例とか知識、そういうものを組み込む形でもう少し難しくしていくということに対応できるものなのでしょうか。

(江草委員)

いや、当然1つの方法だと思います。しかし、それはシステムティックに教育を受けていないと、ただ、それを通過しただけでいいのでしょうか。そうではないと思うんですね。ちょっと言葉は不適切かもしれませんが、事例、事例に応じて対応する能力は、組織的・系統的な教育を受けてないと難しいのではないのでしょうか。もし、それがなかったならば、大学教育も存在の意味がないんですね。例えば実学であろうとも組織的に教育を受けなけ

れば、その実学は単なる部分的な知識でしかないわけです。それではだめだと。

そして将来展望を考えますと、ある年齢のときに組織的に教育を受けていく者のみが、応用的な発展的な対応ができる人になれるのではないのでしょうか。それがもしなかったらならば、指定養成施設とは一体何かという議論になってしまう。しかし、今、先生がおっしゃるように、時々刻々と変わっておるわけですから、その対応について、国家試験の、今までは実は国家試験の中身はどうのこうのという議論は、この制度の見直しのとき議論はないんですけれども、当然私はしなければいけない議論だと思っております。

(岩田部会長)

専門職の資格制度としてどう考えるかという問題と、人材を確保していく。あるいは利用者への満足度を向上させていくといういくつかの課題が混在しているのだらうと思えますけれども、専門職の資格の議論が1つの中心になりますので、専門職として見たときに、どういうレベルあるいはどういうルートで考えたら一番いいかというのがどうしても1つの中心にならざるを得ないだらうと思えます。先ほどのご説明にもありましたように、実際働いている人の中での資格者の割合もまだ大変低いわけですね。ですからそのことも踏まえながら、また、介護というのはもともと家族の中で担ってきたものですが、それを専門的な仕事として報酬を得てやっていこうということになりますので、こういう資格ができたのだと思えますけれども、それをどういうふうに、今回どこのレベルでレベルアップを図るといふ大変難しい問題になると思えますが、きょうは第1回目の議論ですので、2通りのと申しますか、人材を確保していくという側面と質を向上していく側面をどう調和させていくかという大変難しい課題があることを認識したというところにとどめたいと思えますが、よろしゅうございますか。

(森委員)

実は、事務局にお聞きしたいのですが、これだけ国家試験を含めて登録していらっしゃる方、しかし、それが実際に現場でこれだけの仕事についていらっしゃる方が少ないと、こういうことをどのように分析しておられるかどうか。例えば、先ほど江草先生がおっしゃいましたように、より高い質の人材育成をこれからやっていくことが、ある面では将来的なキャリアパスを含めて大事なことであると、私はその点についてはよく理解しておりますけれども、しかし、これだけ国家資格、昭和62年に制度ができてもう18回ぐらい試験をやっている、それが現場として、それがあある面では実際についてない。この辺の把握は何か資料的なこと含めて、あるいは分析したことが何かおありになるかどうか、お聞かせ願えればありがたいと思えます。

(中村社会・援護局長)

ご質問ありがとうございました。いくつか今までの議論にもご参考までにお話しをさせていただきたいと思えます。せっかくですから、配布されております1月から開かれた検討の会報告書で、どのレベルの資格にするのかについて検討していただきましたので、11ページをお開きいただきたいと思います。存じます。

今度の見直しを行う際に、介護福祉士について、国家資格としてはどの辺を目指すのだろうかということをご議論いただきまして、11 ページの「資格制度のあり方」の中の「1 基本的な考え方」ですが、「国家資格としての『介護福祉士』は、介護を必要とする幅広い利用者に対する基本的な介護を提供できる能力を有する資格として位置付けることが適当である。」 「このような位置付けのもと、介護ニーズの変化に対応し、今後求められる介護福祉士像も踏まえ資格取得方法等の制度のあり方を見直すべきである。」とまとめられています。

したがって、介護福祉士の国家資格は、「基礎的能力を有するものと位置付けられることから、資格取得後の介護福祉士は、生涯を通じて自己研鑽を行うことが求められる。」 また、「このため、生涯を通じた能力開発を可能にし」これは例えば事業者さんの責務にもなるわけですし、「研修体系を整備する」これは行政の仕事にもなるわけですし、それから、先ほど江草先生からもご指摘ございましたが、「国家資格とは別に」例えば職能団体、養成施設協会の皆さん方の共同作業になるかもしれませんが、「認知症、障害等の特性を踏まえた専門的対応ができるような」上位の「専門資格を導入することが適当」ではないか、とされております。

また、11～23 ページまではどうやって介護福祉士をつくっていくかということ論じているわけですが、24 ページでは、「資格取得後の生涯を通じた能力開発とキャリアアップ」ということで、国家資格はいわば基礎的なものであり、（即戦力が望ましいのですけれども、どんな資格でも一定の修養が必要なので、）その後、就業する中で組織的にキャリアアップを図っていくというところで、現任研修 24 ページ、25 ページの専門介護福祉士などについて論じた後、そうやって努力して、能力を高め、また実践を積んだ人たちが責任のある地位につけるようにすることが必要であるということ、施設長や生活指導員といったような、職場でのポスト、任用資格の方にもつなげていったらどうかというのが大体報告書の骨子になっております。

森委員のご質問の五十数万人国家資格を取っているのだけれども実際の就業状況如何ということですが、これは次回また資料があるものについては提出させていただきたいと思いますが、かなり資格取得されていて、今現に介護職についていらっしやらない介護福祉士さんもいる。これはまたこの部会に審議をお願いしております人材確保の方のテーマにもつながると思います。なぜそんなに介護職につかないのか、あるいはについても離職率が高いという問題もあります。どうしてやめていくのか、そこはどのような問題があるのか、それを解決するにはどうしたらいいのか、逆に介護福祉士会の調査では、離職された方、あるいは今職についてない介護福祉士さんのかなりの方が、戻りたいとか、介護の職につきたいというご意向は持っている。それを実際実現するにはどうしたらよいかというのは、もう一つ別の政策課題だと思いますので、その辺についてはまた資料を提出させていただきたいと思います。我々としても問題意識は持っています。

(岩田部会長)

よろしいでしょうか。それでは、また、次回この議論は継続しますので、きょうはもう一つの議題であります社会福祉士のあり方の方に移りたいと思います。これもまず事務局からご説明をお願いしまして、その後、村尾委員と白澤委員からご意見をいただきたいと思ひます。

それでは、まず事務局からお願いします。

(潮谷社会福祉専門官)

それではお配りしてあります資料2に沿って社会福祉士制度の見直しとして、その現状について、この表紙にございます5つの点についてご説明させていただきます。

おめくりいただき1ページ目でございますが、社会福祉士制度の概要と現状についてご説明させていただきます。

おめくりいただきまして2ページ目でございます。社会福祉士制度の導入の趣旨ということで、昭和62年の社会福祉士及び介護福祉士法案の提案理由説明と、社会福祉士の法律上の定義についてお示しさせていただきます。資料にございますように、社会福祉士とは、「社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業とする者」と定義されており、介護福祉士同様、名称独占の資格でございます。

資料をおめくりいただき、3ページ目でございますが、資料の下段の方に参考としてお示ししてあります「国際ソーシャルワーカー連盟によるソーシャルワークの定義と社会福祉士の実際との関係から、社会福祉士は国際的な意味においてもソーシャルワークを担う者である」というような指摘もなされているところでございます。

おめくりいただき、4ページは、社会福祉士の資格取得者の状況でございます。社会福祉士の登録者数は制度導入以降年々増加しており、平成18年7月末現在8万2,799人となっているところでございます。

5ページ目については、参考資料として、社会福祉士の概要について端的にまとめたものをお示しさせていただきますので、ご参考いただきたいと思います。

6ページ目でございますが、社会福祉士の任用・活用の現状ということでご説明させていただきます。

7ページ目でございますが、まず社会福祉士の就労状況として、日本社会福祉士会の会員のみを対象とした調査結果を見ますと、お示ししておりますように、社会福祉施設や社会福祉協議会で就労している会員の方が圧倒的に多く、全体の半数以上を占めているという状況でございます。

次のページをお願いいたします。次に介護保険事業において生活相談員等として従事している社会福祉士の状況を見ますと、資料にお示ししておりますように、入所系の施設の生活相談員等のうち社会福祉士の資格を有する者は約28%、通所系では約15%という状況になっております。

次のページをお願いします。9～11 ページにかけては、介護保険事業を除く社会福祉施設における生活相談員として従事している社会福祉士の状況でございます。お示しておりますように、生活相談員等の社会福祉士の資格所持率が 10%以下の施設も少なくなく、社会福祉施設等における生活相談員等の社会福祉士資格所持率は概して低い状況となっております。

12 ページまでおめくりください。次に福祉事務所の職員について見てみますと、資料にお示ししてありますように、福祉事務所職員の社会福祉士の所持率は極めて低い状況となっております。

おめくりください。13 ページは、社会福祉士の任用に係る現行法令上の規定でございますが、お示ししておりますように、社会福祉士は、児童相談所の所長や児童福祉司、地域包括支援センターの職員の要件として法令上規定されていますが、社会福祉士は、社会福祉法に定める社会福祉主事の任用要件として規定されている者と同等以上の者として位置づけられているため、施設長や生活相談員等の任用要件に社会福祉主事の要件が準用されている場合には、特に「社会福祉士」と定めなくても、これらの職種に社会福祉士を配置することができることとなっております。

また、見てきたように、これらの職種における社会福祉士資格所持率は概して低いというのが実情となっております。

また、このことに関連して、資料下段にお示ししておりますように、本年7月に出された介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会報告書において、福祉の現場に従事している介護福祉士や社会福祉士のキャリアパスを念頭に置いた施設長等の任用要件の見直しについての指摘もなされているところです。

おめくりいただき、14 ページですが、社会福祉士資格取得方法の現状ということでございます。

おめくりいただき、15 ページでございますが、資料にお示ししてありますように、社会福祉士の資格取得方法には、全部で 11 のルートがございますが、これらのルートを大別いたしますと、左から福祉系大学等において、厚生労働大臣が指定します 12 科目を修めて卒業することで受験資格を得る福祉系大学等ルート、児童福祉司や身体障害者福祉士として 5 年以上の経験を持って受験資格を得る行政職ルート、福祉系の大学等において厚生労働大臣が指定する 6 科目を修めて卒業した後、厚生労働大臣が指定する短期養成施設において 6 カ月以上社会福祉士として必要な知識や技能を取得することで受験資格を得る短期養成施設ルート。一般の大学等を卒業した後、厚生労働大臣が指定する一般養成施設において 1 年以上社会福祉士として必要な知識や技能を修得することで受験資格を得る一般養成施設ルートの 4 つのルートに分けることができます。

それぞれのルートについては、後ほど説明させていただきたいと思いますが、社会福祉士資格を取得するためには、いずれのルートを経ようとも必ず国家試験を受験し合格することが必須の条件となっております。

なお、各養成施設及び大学等の数については、この資料の中にもお示ししておりますのでご参考いただけたらと思います。

おめくりいただきまして 16 ページでございますが、4つのルートの現状についてお示ししております。まず福祉系大学等ルートでは、指定科目の内容及び時間数については、社会福祉士及び介護福祉士法令上の定めがないため、各大学等の裁量に委ねているというのが現状となっております。

次に一般養成施設ルートの現状として、一般養成施設が法令に基づいて厚生労働大臣の指定を受けた養成施設であるため、教育内容等については法令に基づく基準を遵守することが求められていること。また、通信課程における実習等の授業時間が、昼間・夜間課程の2分の1となっていることなどを挙げるすることができます。

次に短期養成施設ルートの現状として、一般養成施設と同様に、教育内容等については、法令に基づく基準を遵守することが求められていること。制度設立以来、1校1課程しか設置されていないことなどを挙げるすることができます。

最後に行政職ルートの現状として、4つのルートの中で唯一、指定科目の履修や養成課程を経ることなく、行政機関での実務経験のみをもって受験資格を取得することができるルートであるということを挙げたいと思います。

おめくりいただき、17 ページでございますが、参考資料として、社会福祉士養成施設の状況についてまとめたものをお示しさせていただいておりますので、ご参考いただきたいと思います。

18 ページでございますが、過去 18 回の国家試験の状況についてお示しさせていただいております。時間の関係上、受験者数や合格者数等の細かい数値等については割愛させていただきますが、一番右端の下段にお示ししておりますように、過去 18 回の国家試験の受験者総数は約 30 万人、合格者総数は約 8 万 5,000 人、平均合格率は 28.6%となっております。また、一番下にお示ししておりますが、ルート別に平均合格率を見ますと、大学等ルートが 23.8%、行政職ルートが 46.1%、一般養成施設ルートが 42.8%という状況となっております。

次に社会福祉士養成課程の現状についてでございます。

おめくりいただき、20 ページでございますが、ここでは社会福祉士養成施設養成課程（カリキュラム）と社会福祉士試験、受験資格取得に必要な指定科目及び社会福祉士試験科目比較表をお示しさせていただいております。一番左端が一般養成施設ルートにおけるカリキュラムとなっております。なお、アンダーラインがつけられている科目については、短期養成施設ルートにおけるカリキュラムとなっております。また、括弧書きで指定科目となっておところが大学等ルートにおいて受験資格を得るために必要となる厚生労働大臣が指定する科目でございます。次に括弧書きで基礎科目となっているところが短期養成施設に入るために大学等において履修しておく必要がある科目でございます。また、右端が国家試験における試験科目でございます。

資料からも明らかなように、社会福祉援助技術演習、社会福祉援助技術現場実習、社会福祉援助技術現場実習指導の3科目については、社会福祉の援助技術を実習や演習等の授業によって直接経験するという科目となっていることから、国家試験の科目とはなっていないのが現状となっております。

おめくりいただき、21 ページでございますが、試験科目となっていない社会福祉援助技術現場実習等の現状についてお示しさせていただいております。一般養成施設や短期養成施設では、厚生労働大臣が定める施設や機関等における180時間の実習を実習指導者の下に行うなど、資料にお示ししてあるような事項をそれぞれの科目において実施することが法令通知上求められております。しかし福祉系大学等については、これらのことが法令上適用されていないということが現状となっております。

22 ページでございますが、厚生労働大臣が指定する実習施設の範囲を具体的に示させていただきます。

おめくりいただき、23 ページでございますが、社会福祉施設等において実習指導を行う者の要件について具体的にお示しさせていただいております。

24 ページでございますけれども、最後に社会福祉士を取り巻く状況についてご説明させていただきます。

25 ページでございますが、資料にお示ししておりますように、少子高齢化が進行する中で、増大化、複雑化する国民の福祉需要に対応するために社会福祉の分野では、社会福祉士制度が設立された1980年代から今日までの間に様々な制度改革が行われており、社会福祉士を取り巻く状況は大きな変化を遂げているところです。

26 ページでございますが、社会福祉の実施体制の変化についてご説明させていただきます。資料にお示ししておりますように、社会福祉の実施体制は、社会福祉士制度が創立されたころの低所得者を対象とする措置制度による入所型のサービス提供体系から、平成2年のいわゆる福祉関係8法の改正やゴールドプランの策定実施、平成12年施行の介護保険法や平成15年施行の支援費制度の導入によりまして、福祉サービスの利用者の選択と自己決定に基づいて行われる事業者と利用者との対等な契約関係を基調とする利用者本位の社会福祉への大きな転換が図られたところです。そして現在では社会福祉の対象は低所得者に限定したもから広く福祉サービスを必要とする者へと普遍化し、福祉サービスを利用する者の自立と尊厳を重視したサービスの提供が求められるようになっているところでございます。

おめくりいただきまして、27 ページでございます。また、介護保険分野におけるケアマネジメントの導入であったり、地域包括支援センターの設置をはじめ、また、障害者福祉分野における相談支援事業の制度化など、さらに、生活保護分野では自立支援プログラムが導入されたり、就労支援が重視されるなど、相談支援システムそのものも大きく変化してきております。

また、措置から契約への移行に伴って、苦情解決や第三者評価等が重視され、その仕組

みが導入されたり、権利擁護活動や成年後見活動が行われるようになるなどサービスの利用支援と権利擁護ということも重要になってきております。

おめくりいただきまして、28 ページでございます。また資料にお示ししておりますように、社会福祉経営の分野においても変化が起きてきています。また、社会福祉士施設や事業所の職員としてではなく、地域住民の福祉に関する相談を行う事業所を開設し、介護支援専門員や成年後見人として地域を基盤に活動する独立型社会福祉士が登場するなど、社会福祉士を取り巻く状況は、社会福祉士制度設立時から今日までの間に非常に大きく変化してきているところです。

以上で、社会福祉士制度の現状についての説明を終わらせていただきます。

(岩田部会長)

ありがとうございました。続きまして、まず村尾委員の方からご意見をちょうだいしたいと思います。日本社会福祉士会の会長でいらっしゃいます。

(村尾委員)

村尾でございます。お手元に2枚の資料がございますが、ご説明いたします。

社会福祉士の国家試験を受かった人の受け皿としての役割を担ってきているわけがございます。現状の問題点ですが、会員は2万3,599人で加入率は28%ですが、現在徐々に入会率が高まっております。

運営体制は全国に支部がございまして、社団法人化を進めております。主要なところはほぼ法人化できまして、早い時期に全都道府県の法人化が可能になることが期待されております。

会員の活動は、本部・支部の活動委員会というネットワークを強化するという形で、大勢の会員がそれぞれのところに参画をして展開してもらっています。それから、地域包括支援センターが中心になっておりますけれども、地方分権を視野に置いて身近な活動、こういうことを進めておりますし、ここの中で独立型の社会福祉の活動も急速に広まっております。

次の社会福祉士会の活動目標で、活動目標をどこに置くかということですが、相談・援助業務ということで姿が見えないのではないかというご意見が随分ありますけれども、今後は地域で暮らすための生活支援の仕組みづくり、コミュニティソーシャルワーカーとしての活動をしていく。アウトリーチという言い方になりますが、そういう活動を主体にしていきたいと思っております。

もう一つは、特定なニーズに対する取り組みが重要でして、虐待の問題、暴力、ハンセン、低所得者のホームレス、生活保護、そういう低所得者に見られる問題に取り組む必要があると思っております。

社会福祉士のスキルアップといいますか、それをどこに目標を置けばいいかということですが、まず実践的な支援のための知識、技術の習得ということですがけれども、具体的にはチームアプローチと言われておりますのが新しい課題ですけれども、ネットワークだと

かスーパービジョン、現場対応型の地域技術を目標にしたいと思っております。それから職業倫理の習得、福祉サービスが措置から契約で市場原理の中に組み込まれてきておりますから、経済的な倫理も踏まえて、そういう職業倫理をしっかりと習得していく必要があると思っております。権利擁護の支援能力の向上ということで、情報開示もありますし、苦情対応、成年後見こういう事業がかなりウエイトが高くなっておりますので、この辺の支援能力の向上が必要だと思っております。それから、事業運営管理能力の向上ということで、地域福祉計画、事業開発、運営管理などの目標を充実させていく必要があると思っております。

社会福祉士会としてどういう支援機能をこれから高めていくかということですが、地域包括支援センターへの支援策が重要なテーマになっておりますが、現在、全支部で非会員も含めて実施中であります。研修会などの実施、情報提供、ネットワークづくりをやっております。それから、他団体との連携については、医療、福祉、保健団体はもちろんですけれども、日弁連とは虐待対応チームということで、ほぼ全支部で取り組みをできるようなことを進めております。日本司法支援ネットワーク、ここにはネットワークとして登録をしていて、10月からの実施でございます。リーガルサポート、司法書士会とは定期的に連携が進んでおります。市町村の各種審査会、協議会、いろんなものがありますが、そこに参画を積極的にするというところで活動をしております。

それから、スキルアップのところは、どういう目標を立ててやっているかということですが、生涯研修ということですが、一般研修と専門研修で、一般は支部を中心にジェネリックのソーシャルワーカーを育てていく。本部では専門研修でスペシフィックソーシャルワーカーを育てていこうと、こういう目標を持っております。アセスメントとモニタリング、こういう手法、言語化・技術化・数値化できない、そういう実証的研究をしっかりとやっていくということです。

2ページ目ですが、今後の課題としては、社会福祉主事の専門性、担当業務、これをもう一度しっかりと明確化していく必要があると思っております。

それから、社会福祉士養成における役割、専門職団体の役割は何かということですが、教育の分野と職能団体、職域、この三者がそれぞれ役割を持って連携を進めることが重要ですが、具体的には学校教育では理論と演習、福祉施設への実習がありますが、社会福祉士会では生涯研修ということ、職域も入りますが、それぞれの役割分担、ここをしっかりともう一度議論していくそれぞれの役割を改めて考えていく必要があるのではないかとと思っております。

次は、最後、要望になりますけれども、社会福祉士が活動できる職域の拡大ということで、まず1つは、成年後見、虐待、ハンセン、滞日外国人、こういうものに取り組んでおりますけれども、そこをしっかりと職域としてちゃんと位置づけができないか。

それから、生活保護を受けている人、要保護者も含めて地域支援プログラム、ホームレスの地域生活移行事業が進んでおりますし、多重債務者については、権利擁護や成年後見等にも必ずついて回ることでありますから、こういう者への対応をしっかりとやっていく必要があ

ると思っております。

もう一つの要望としては配置基準を明記をして採用の拡大をお願いしたいということで、社会福祉主事制度というのが定着しておりますけど、これを段階的に廃止するような方向で検討していただきたい。実行はなかなか課題が多いと思いますが、そういうお願いを申し上げたいと思います。

具体的には行政職としての社会福祉士の採用ということで、社会福祉士にかわって配置を位置づけるということで、それに対する国の何らかの誘導策を検討していただければと思っております。

もう一つは、社会福祉施設における社会福祉士の採用ということで、指導員等ということで、これは幅広く考えていただきたいのですけれども、任用資格を社会福祉士資格保有者としていただく。また、報酬等を加算というようなもの、社会福祉士専門職を配置することによって収益につながると、こういうことを取り入れていただきたいと思っています。

それから、最後に資料はございませんけど、口頭でもう一件、追加させていただきたいと思いますが、大学や専門学校で社会福祉の受験を目指す学生を教えている教師についてですが、担当科目によりますけれども、社会福祉士の国家資格を持ち、かつ現場での経験を有する方を教師にすることについてご検討いただきたいと思っています。このお願いは明確な根拠に基づくものではございませんけれども、受験学生や福祉現場などの方々の大変強い要望としてございますので、ご理解をいただきたいと思っています。この課題についても、本部会での検討課題の1つに加えていただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。ありがとうございました。

(岩田部会長)

ありがとうございました。それでは続きまして、社会福祉士の養成校協会の会長でいらっしゃいます白澤委員からお願いします。

(白澤委員)

ただいまご紹介いただきました白澤でございますが、社会福祉士養成校協会は、大学、一般養成施設、専修学校を合わせまして、現在 256 校が会員校でございます。介護福祉士と違いまして、我々社会福祉士の方は社養協を中心として、利用者の福祉をどう実現するのか、そういう利用者本位の立場から、もう一度社会福祉士制度を抜本的に見直してみたいということで、きょうは意見を申し上げさせていただきたいと思います。

これまでの経過ですが、資料を見ていただきますと、非常にタイトな資料を用意させていただきましたが、3枚のレジюмеでご説明させていただきます。後ろについております参考資料1は、社会福祉士制度に関する意見交換で既に局長には申し上げたことです。社会福祉士の養成のあり方と職域をどう拡大していくのかということを中心に書いたものです。

2つ目の参考資料2は、本協会の総会で議論のたたき台という条件づけではございます

が、承認されました今後の社会福祉士養成教育のあり方についての提案でございます。既にこれも社会・援護局の方に提出させていただいております。この中では我々が社会福祉士養成教育をどうするのかということをも根本的に見直す内容になっております。

レジュメの2ですが、社会福祉士制度改革についての基本的な考え方ということですが、先ほど事務局から社会福祉士とはどういう仕事かという話がございました。なかなか相談支援というのは見えないということですが、簡単にいえば、ケアマネージャーがやるような調整機能、コーディネーション機能に合わせて、自分で自分の問題を解決していく、そういう自己開発を利用者が支援する。さらには権利擁護であるとか、社会資源を新たにつくり上げていく、そういう役割を果たすのが社会福祉士の仕事です。これについて現状ではニートであるとか、ホームレスの問題、生活保護、高齢者、障害者の問題を考えますと、社会福祉士という業務は大変重要かつ緊急に養成が求められていると認識しているわけがあります。しかしながら、社会福祉制度創設から20年近くたつわけですが、必ずしも十分な発展をしてこなかった、こういうふうに思っています。

そういう中で、2点私たちは今回お願いをしたいということで意見を申し上げたいわけですが、1点目が社会福祉士養成教育において実践能力を有した優秀な人材を育成していくことです。具体的にはカリキュラムや実習、演習のあり方、実習時間を含めた実践能力を高める教育体系の確立が非常に大事だと考えています。その抜本的な見直しをしていただきたい。

2点目は、社会福祉士専門職の業務が、先ほどの事務局の説明でもございましたが、社会福祉士主事が中心になってきている。それを社会福祉士へと移行することで、社会福祉士の職域拡大を進めて、同時に労働条件や労働環境を充実する中で社会福祉士の社会的地位の向上を図っていただきたいというのが2点目です。

それで、具体的な中身ですが、1つ目は、社会福祉士養成教育の改革についてですが、具体的な内容は、資料2に詳しく書かれている内容でございます。1つはカリキュラムの抜本的な見直しをしていただきたい。すなわち実践能力が得られるカリキュラムに改正をする。そして様々な職域で求められている能力が身につくということです。

具体的に申し上げますと、資料2の中の34ページぐらいから具体的な3つのカリキュラムの提案をさせていただいております。こういうことをベースにお考えいただきたいということです。

2点目が、社会福祉士実習・演習の充実ということで、座学を超えてそれを具体的な実習や演習に結びつけた教育体系、養成教育を行っていくということです。具体的には何点かございますが、1つは実習時間を現行の180時間から360時間を今回の到達目標にして、大幅な増加を図っていくこと。

2つは、演習や実習担当教員の研修体制を確立して、一定の研修を修了した者を養成課程担当教員の要件とする仕組みが必要。これについては本協会がブロック別研修をすることも可能だと思っています。

3つ目ですが、実習機関の確保、これについては経協や老施協にも大変お世話になっているわけですが、実習指導者の養成を拡充する。あるいは実習を受け入れ、適切な実習指導を積極的に行っている機関や施設に対して、社会的評価を高まる配慮をしていただきたいというのがお願いでございます。

同時にここには書いてございませんが、社会福祉士が適切に活用しているNPOであるとか、独立型の社会福祉士、あるいは民間企業、そういう社会福祉士がきちんとやっているとところでの実習もぜひご検討いただきたいと思います。思っております。

4つ目ですが、実習指導については、実習生・実習指導者・実習指導担当教員の三者が、当該実習生の状況や課題・成果を協議して、適切なスーパービジョンが行われる体制をつくっていく。こういうように大学の中の実習や演習を充実すること。

3点目は、先ほど事務局からの説明もございましたが、大学、一般養成施設、通信教育機関でのバランスのある社会福祉士の養成をお願いしたい。

大学については、独自性を生かしながらも、特色ある社会福祉士教育の中で社会福祉士の養成教育を行っていくべきですが、現状では大学間の格差も大きいということで、社会福祉士養成教育については一定の教育水準を確保する方策が必要だと考えています。通信課程については、授業時間数が大変少ない。授業形態では演習技術や現場実習が、印刷授業にはなじまない側面もあるのではないかとということで、もう一度、三者でのバランスのある社会福祉士の養成教育をお願いしたいと思っております。

これは我々養成校としての責任も大変大きいということをお願いしているわけですが、同時にそういう中で見える、国民に役に立つ社会福祉士をつくっていく中で、2番目ですが、社会福祉士の職域拡大と労働条件や労働環境の充実をお願いしたい。先ほども申しましたように、社会福祉主事が、制度的には現在も社会福祉業務の中心を担っているという中で、社会福祉士の職域を広げることにより、国民の自立の支援に私たちがかわられるような体制をつくっていただきたい。

具体的には、福祉事務所での生活保護業務ということでございます。そういう中で、被保護者の自立支援の促進を図っていききたい。2つ目が、社会福祉施設での生活相談員等ということで、単に施設での利用者のQOLを高めるだけでなく、地域生活へ戻っていく、そういう支援を生活相談員を中心として展開させていただきたい。3番目が障害者の自立支援法の中にもございます相談支援事業所の中での自立支援。4番目が地方自治体での児童の相談業務。これは今までの議論ですが、5番目は、もう一段、社会福祉士の仕事を広く、ハローワーク等での就労支援専門職という形で、ニートや障害者、生活保護、ホームレス等にかかわれる自立の支援ができる、そういう職域の拡大ができないのか。さらには6番目ですが、社会福祉施設管理職の資格化に我々が社会福祉士の養成がかかわれないか。現状では相談業務中心ですから、管理的・指導的・教育的・経営的な能力を新たに追加的なカリキュラムを受講することで管理職議論をぜひご検討いただければありがたいと思っております。7番目は、介護保険制度の中で、介護老人福祉施設等での社会福祉士配置での

介護報酬の加算していただき、利用者のQOLを高めていこうということでございます。

追加して3点簡単にお願ひしたいと思うのですが、1つは独立型の社会福祉士が一定の収入が見込められるような仕組みを考えていただきたい。これは福祉人材確保等の関係もあるかと思ひます。

2点目は、社会福祉協議会等での職員の専門職ということでインフォーマルな社会資源をどう開発していくのか、さらに権利擁護にどうかかわっていくのかということで、そのあたりの専門職制を検討していただければありがたい。

最後、3番目ですが、待遇の改善に絡みまして、我々の大学などでは、今は民間企業の給与との格差は大変大きいわけです。そういう中で、せつかく社会福祉士になりながら民間企業に行く学生も随分おります。そういう意味では、私たち自身もそういう人たちが福祉専門職に入っていける、そういうインセンティブを働かす、意欲を高めるという仕事は大変重要なのですが、システムとしてもそういう仕組みをぜひお考えいただきたい。

以上でございます。

(岩田部会長)

ありがとうございました。時間もあまりございませんけれども、2～3ご質問なり、ご意見をいただきたいと思ひますが、京極委員、何か。

(京極部会長代理)

私、この社会福祉士、介護福祉士両方とも今から二十数年前に専門官のときにかかわったので、この約20年間の間の変化は大変なもので、潮谷専門官から社会福祉士については話が出ましたけれども、前々からちょっと、村尾委員のご発言の最後にもございましたけど、社会福祉士としての援助技術や実習指導、これは実は保健・医療、福祉の専門職の中ではちょっと異例でありまして、例えば医師なり看護師なり、必ず資格のある医師、看護師の下で技術や実習指導することになっているんですね。介護福祉士も初期においてはもちろん存在していませんでしたので、看護師の方の援助を受けて技術の取得とか実習指導されたという、実習の方は現場の方の力があつたので看護師とは限りませんけれども、だんだんと実習指導についても、援助技術についても看護師になったと。

社会福祉士だけは20年たつても必ずしも援助技術の演習とか、実習指導についてはそうなつてないと。これはいろいろ事情があつたのですけれども、これから非常に大事であつて、諸外国見てもソーシャルワークの資格を持ってない人が教えている例はあまりないんですね。大学は治外法権で養成施設ではないので、介護福祉士養成施設の場合は大学も網がかかっているのですけど、大学は養成施設の範疇から外れていまして、したがって、これは自由にやつてよらしいということがあつたために、ちょっと専門職養成では異例な現象が20年間で起こつたのではないかと。

私は大学間の格差は、先ほど白澤委員からお話がありましたけれども、かなりあるのではないかと思ひますが、実態がなかなかつかめないのも、もし何かそういうことで、非常に努力している例とそうでない例と、固有名詞出すのはちょっとまずいのですけれども、

もしありましたら教えていただきたい。

それから学校連盟もございますので、養成施設協議会と同時に学校連盟の議論もあると思いますが、なかなか大学は、皆さんご案内のように教員がいろいろやっていますので、外からやれと言われてもなかなか言うことを聞かないところがありますので、それでは本当にいい学生が育たないし、現場から本当に求められる就職対策にも響いてきますので、何か大学間の格差で具体的なことがあれば教えていただきたいと思います。

(白澤委員)

それでは、私からお答えさせていただきますが、資料が今回ないということで、次回何だったら整理をして提出させていただきたいと思いますが、先ほども事務局、京極先生からもお話がございましたように、大学には網かけがないということになっています。そういうことで必ずしも 180 時間という実習がやられていないところも少しあるだろうと思います。資料はございますので、次回提出をさせていただきます。あるいは教科についても、これは網がかかってないわけですから、制度的に問題があるわけではないのですが、多様になっているという事実だろうと思います。次回提出をさせていただきたい。あるいは日本社会福祉教育連盟にも一度聞かせていただいて、資料があれば出させていただきます。

(岩田部会長)

社会福祉士の議論の方ですけれども、定義の問題があるのではないのでしょうか、1つは。今、カリキュラム、養成内容と職域拡大、その後のレベルアップと3つ出されていると思いますが、要するにこの社会福祉士の法律上の定義が当時の時代的な背景や制約の中で、例えば身体上精神障害があるとか、環境上の理由により援助が必要な者への働きかけということになっていますが、実際上は児童施設の生活指導員の方たちもこの資格を持っている。かえってそっちの方が保有率が高かったりしていますね。それから、白澤委員の提出された1ページの社会福祉士とはという今日的解釈の方に少し幅広く書かれていますけれども、こちらにしても、対象が個人という感じなのですから、実際上は村尾委員からも白澤委員からもご報告いただいたように、家族とか地域社会に働きかける役割があるわけですね。だから、そもそも定義問題をきちんとしないと、カリキュラムにいかないような気がちょっとします。

介護福祉士の方は、逆にやることはかなりはっきりしているし、イメージがきちんとしているし、働く場もはっきりしているわけですが、社会福祉士の方は働きかけの対象も働く場ももう少し広いし、そこをしばれないところに意味があるような仕事ですから、何か定義をまずはっきりさせるというか、定義の改正が必要かどうかという議論が必要なのではないかという気はちょっとします。

そのほか、ご意見どうぞ。

(森委員)

今の岩田部会長さんのお話から、私自身が思いますに、地域福祉論というものが、社会

福祉士のこれからにとってはすごく大きな、ある面ではそこを突き詰めていくと、社会福祉士のありようそのもの、またトータルで福祉の人材のあり方が見えるのではないかと私なりに思いました。

(岩田部会長)

その時代の変化とか、社会福祉の考え方が、新たにこういうふうに変ったよというご説明がさっきあったわけですけども……。

(京極部会長代理)

介護のときもお話があったのですが、20年間で変化があって、特に定義の問題でも、恐らく介護福祉士もどちらかという、身体的なことにずっと例示もありますし、こころのケアとか、そういう大きい問題があって、定義も若干変えなくてはいけないと思うので、社会福祉士だけが定義の問題ではない。ただ、社会福祉士は抽象的なきらいがあるような、私の責任の一端あったのですけれども、この20年間で社会福祉士が本来担うべき課題は具体的に列挙して、介護の方は見えやすいのですが、社会福祉士の方は見えにくいので、今、地域福祉の話も出ましたけれども、20年でどういいう変化が起きたのか、それに対する社会福祉士の業務というか、知識と技術というのは何なのか、ちょっと整理すると。これはカリキュラムの問題にいきなりいかななくても、ちょっとイメージが出てくるのではないかと思います。

(駒村委員)

村尾委員の資料の中で、私が行間の意味が読み取れていないのかどうなのかわからないのですけれども、福祉事務所が能力的に非常に問題がありそうな感じで、社会福祉士の資格を持っている方も非常に少ないので、能力が落ちているのではないかと心配をしているのですけれども、白澤委員の資料2ページ目の3. ②では資格の議論が行われていて、村尾委員の方も2ページのIVの2. で同じく資格の話が出ているのですけれども、行間の意味がうまく理解できなかったのも、もし補足していただければありがたいのですけれども、1. の職域拡大で生活保護の要保護者の対応というのは、これは白澤委員の②の職域拡大や福祉主事を見直してこういう資格をはっきりと職員にもつけないという意味で言っているのか、そうではなくて別の意味で出ているのか、意味として対応というのは一体どういう意味なのか、ご説明いただければと思うんですけども。

(岩田部会長)

江草委員どうぞ、ご質問。

(江草委員)

今、介護福祉士の場合はよく見えておるがというお話がありましたが、確かにそのとおりなんです。ところが見えておるものが表現、介護福祉士の業務ということが法律に書いてある文章で非常に今広がっておる。広がっていることが、18年前の先生がお書きになったころからあまり進化してないんですね。だから、これは考え方が進化する、サービスの多様性が見えてくるようになった。これをよく理解してないとだめなのですけども、

前の時点と今の時点と関連しないで議論しますと、ものすごく拡散してしまうのではない
か、こんなことを思うのですね。

したがって、私は今回は広い意味で見直しのいい時期だと思っております。京極先生、
いかがでしょうか。

(岩田部会長)

それでは、駒村委員のご質問に対して、村尾委員あるいは白澤委員どうぞ。

(村尾委員)

生活保護の要保護者、ホームレス、ここのところだと思えますけれども、ちょっと表現
はよくないのですが、生活保護の問題は、現に保護を受けている人とこれから受けようと
するその以前の人の問題、これが大変大きな問題だと思えます。それは自立支援プログラ
ムというのを受ける前の段階で十分活用する。そこが社会福祉士の対応だろうと思えま
すし、ホームレスは地域生活支援移行事業というのをやっておりますけれども、そういう対
応を職域としてやれるのではないかと。

(駒村委員)

職域として。

(村尾委員)

ええ。それは現にやっている事例もありますから、定点にちゃんと事務所を構えて、都
庁の裏の中央公園では、東京の会員が常時毎日行っております。それは1つの職域として
できるのではないかと、そういう意味でございます。

(白澤委員)

駒村委員のとおりなんですけど、生活保護というのは、我々福祉事務所についても議論し
ておりますが、一方でハローワーク等で、もう少し外部化した議論で自立支援を考えてい
くべきと、こういうふうを考えています。

(岩田部会長)

多分、行政職との関係が1つ、例えば福祉事務所でも全部行政の内部でやっているわけ
ではなくて、業務委託みたいのがありますよね。そのときに社会福祉士会が受託したり、
あるいはNPOや社会福祉法人が受託するときに社会福祉士がその業務に当たるとい
うようなイメージと2つ多分あって、だから業務拡大の方は必ずしも行政職の中で増やせ
というだけではないということですね。

(駒村委員)

そこはよく生活保護法の19条なんかには、委託禁止をしているようなところまでは含ま
れないで、別のところというような意味合いですか。

(岩田部会長)

そうですね。今のところ、今後は知りませんが。

(駒村委員)

わかりました。

(岩田部会長)

というような、まだ、きょうはただ話を伺ったということにすぎませんが、ちょっと時間がございませんので、きょうの議論は以上にさせていただきたいと思います。基本的な定義のところから、介護福祉士にしましても、江草委員がおっしゃったように、新しいイメージできちんと確立した上で、内容について少し入っていった方がどうも生産的なような感じもいたします。

それでは、報告事項の方をお願いいたします。

(矢崎総務課長)

それでは資料3ですが、社会局行政の状況と最近の動向についてご報告申し上げたいと思います。事項は、そこに書いてございますような19年度の概算要求等々です。

まず、1ページ目でございますが、概算要求関係です。厚生労働省の予算は、政府全体の一般歳出のうち半分近くという非常に大きなボリュームを占める予算ですが、上段ですが、19年度の要求額は厚生労働省全体で21.6兆という巨大な規模になってございます。中身ですが、年金とか医療に係る義務的経費が大宗を占めているところです。

2ページが、社会・援護局(社会分)の関係の予算ですが、要求額2兆1,000億円ということでございまして、対前年度伸び率0.1%です。

主な事項をご紹介したいと思います。まず生活保護の関係で、2兆円余の要求ですが、これは直近の保護費の伸び、鈍化傾向にございますが、そういったことも踏まえて必要な予算額を計上しているということです。

その1の(1)に、また後ほどご説明しますが、いわゆる骨太方針の中で、年末までの予算編成過程でいくつか検討する事項も示されています。

2番目でございますが、セーフティネットの関係でございまして、これも150億円から50億円増の200億円の要求をしているところでございます。これは生活保護の適正運営ということで、長期生活支援資金の創設いわゆるリバースモーゲージの観点からの取組み、それから、先ほど来、お話が出ていますが、自立支援プログラムの着実な推進等です。

3ページですが、ハローワーク等との連携、こういったものにも取り組んでいくということでございます。

IIですが、地域福祉の推進という観点でございまして、より地域福祉を進めるという観点から、先駆的・試行的事業に対します補助金、民間団体10/10といった新しい特別支援事業を創設する、あるいは「日常生活自立支援事業」ですが、権利擁護事業を再編して取り組むといった要求をしておるところでございます。

IIIですが、社会福祉施設整備に対する支援ということで、三位一体の関係で、主として障害者の関連施設、保護関連施設が社会局予算に計上されておりますけれども、必要額を計上しているところでございます。

4ページでございますが、施設整備に関しまして、福祉施設に対する政策的融資というものを独立行政法人福祉医療機構というところで行っております。これにつきましても、

必要な融資枠の確保をお願いしているところでございます。イの貸付条件の改善等ということがございますが、先般の国会で成立した医療制度改革法等により療養病床の転換といった事項も医療政策として進められることになっておりますので、こういったものの円滑化措置の事項要求もしているところでございます。

IVでございますが、福祉に携わる人材の資質の向上等、まさに今日ご議論いただいた点とも関係するわけですが、まず1番目で、介護福祉士の関係の実習内容の高度化モデル事業でございます。これもご説明申し上げましたように、実習の内容をより密度を濃くしていくという観点からモデル的なところを選定して研究・検討に着手したいということです。

そのほか、福祉人材のキャリアアップ事業の創設で5ページですが、5番目の福祉人材確保推進事業ということで、これも先ほど議論ございましたが、介護福祉士の資格を持っておりましても、働いておられない方、こういった潜在マンパワーの掘り起こし、あるいはハローワークと連携、こういったものにも取り組んでいきたいと考えているところです。

それから、6ページは、V、ホームレス関係ですが、これもホームレスの自立支援のため、引き続き事業を推進していきたいということです。

続きまして、7ページから生活保護制度の関係のご報告です。おめくりいただき8ページですが、三位一体で補助率をめぐり、自治体との間での議論が昨年行われたわけですが、結果的に昨年の12月、厚生労働大臣、全国知事会、市長会、内閣官房長官で話し合いが持たれまして、生活保護の適正化への取組みを速やかに実施していこうということが確認されたところです。

これを受けまして9ページですが、そこがございますように、各地方自治体におきます取組みの状況、こういうものも参考とさせていただき、適正に運営するための手引といったものを3月に作り、各自治体の方にも連携をお願いしているところです。何点かございますが、例えば左下、年金担保融資と生活保護の関係、これも自治体からのお話多々あった点でございますが、こういったものも一定の整理をしています。

10ページですが、先ほど予算のところでも若干ご報告しましたが、いわゆる骨太の2006ということで、本年7月に方針が決定されたものでございます。この中で生活保護については、いくつか下に事項が列記されてありますが、「早急に見直しに着手し、可能な限り2007年度に間に合わないものについても2008年度には確実に実施する」ということで、扶助基準の見直し、母子加算、級地の見直し、先ほどもご紹介したリバースモーゲージの活用、こういったものが列記されています。

11ページですが、ホームレスの関係でございます。ホームレスの関係については、平成14年に、ホームレスの自立の支援などに関する特別措置法が制定され、基本指針等がつくられて対策が講じられてきています。この中で、施行後5年後に見直すという旨の規定がございまして、そのために全国調査に取り組もうということでございます。

具体的には19年1月に調査を行うということで、現在そのための検討会を開いているところです。今秋までに調査事項について取りまとめて、19年1月に実施し、19年春に

またその結果の分析等をお願いしていくということです。

14 ページに飛ばさせていただきます。生協制度の見直し検討会の設置についてです。生協法も昭和 23 年に制定されたわけですが、この間、いろんな世の中の動き等に応じ、制度改正の検討に着手しました。何点かございますが、そこに記してございますが、共済事業に関しては、契約者保護等の観点から、類似の協同組合法である農協法や中小企業等協同組合法が改正されていますが、こういうものも踏まえた見直しを行う、あるいは経営責任体制の強化、そういったものについてご議論をお願いしているところです。

4 のスケジュールですが、年内をめどに結論をこの検討会に出していただきまして、成案が得られますれば、次期通常国会に改正法案をお願いしていきたいと考えているところでございます。

16 ページでございます。社会福祉法人経営の現状と課題というものですが、これは全国社会福祉施設経営者協議会と私ども社会・援護局のメンバーで自由な意見交換をした研究を行っておりまして、その研究会の報告でございます。報告書自体はお手元にお配りしておりますので、また後ほどご覧いただきたいと思っております。内容は多岐にわたっておりますが、今までの施設経営が施設管理中心で、法人という視点が抜けていたのではないかと、あるいは事業規模も小さいのではないかと、画一的サービスだったのではないかと、こういった問題意識があります。この問題意識の下、今後規模の拡大、多角的な経営を行えるような方途を考えていく、あるいは長期資金の調達方法の多様化を考える、さらにガバナンスの確立、経営能力の向上、さらに今回の審議会とのご議論とも関連いたしますが、人材育成と確保、介護福祉士の資格をはじめとして、質の向上に取り組む必要がある、こういった内容になってございます。副題にございますように、基礎作業という位置づけでございまして、今後検討をさらに進め、必要な対応も図っていききたいと考えているところです。

最後、資料はご用意してございませんが、もう一点、ご報告事項として、日本とフィリピン間の経済連携協定のお話しをさせていただきたいと思っております。これも先週新聞等に掲載してございましたが、日・比間での経済連携協定（EPA）と言われるものです。これは平成 16 年 11 月に両国首脳間で大筋合意がなされ、EPA 自体は多様な分野での取組みで、これは協定、条約になりますので、リーガルな面を含めて詰めが行われてきたものです。それが 9 月 9 日にヘルシンキで小泉総理とアロヨ大統領の間で署名がなされたというものでございます。この中で人の移動ということで、介護福祉士・看護師候補者の受入れ、一定の秩序立った枠の中での受入れをしていくとの内容の協定が署名されました。

報道されておりますように、ボリューム感としては、当面 2 年間で介護福祉士 600 人、看護師 400 人といったような受入れ上限の中で秩序立った受入れをやっていくということでございます。当然ながら、これは条約ですので、署名後、それぞれ日本、フィリピン両国の国会での承認を経て発効されていくということになります。

以上、ご報告でございます。

(岩田部会長)

ありがとうございました。ご質問たくさんあると思いますが、きょうはもう時間がございませんので、また、この報告についても、何かございましたら事務局にご連絡いただくか、あるいは次回のこの会でご発言いただきたいと思います。よろしゅうございますか。では、最後に次回の日程についてご案内いたしたいと思います。

(矢崎総務課長)

どうも本日はありがとうございました。次回の日程でございますが、10月25日(水曜日)10時から予定させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。場所等につきましては、決まり次第、またご連絡申し上げたいと思います。

(岩田部会長)

どうもありがとうございました。

以上で本日の部会を終了いたします。次回、またよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。